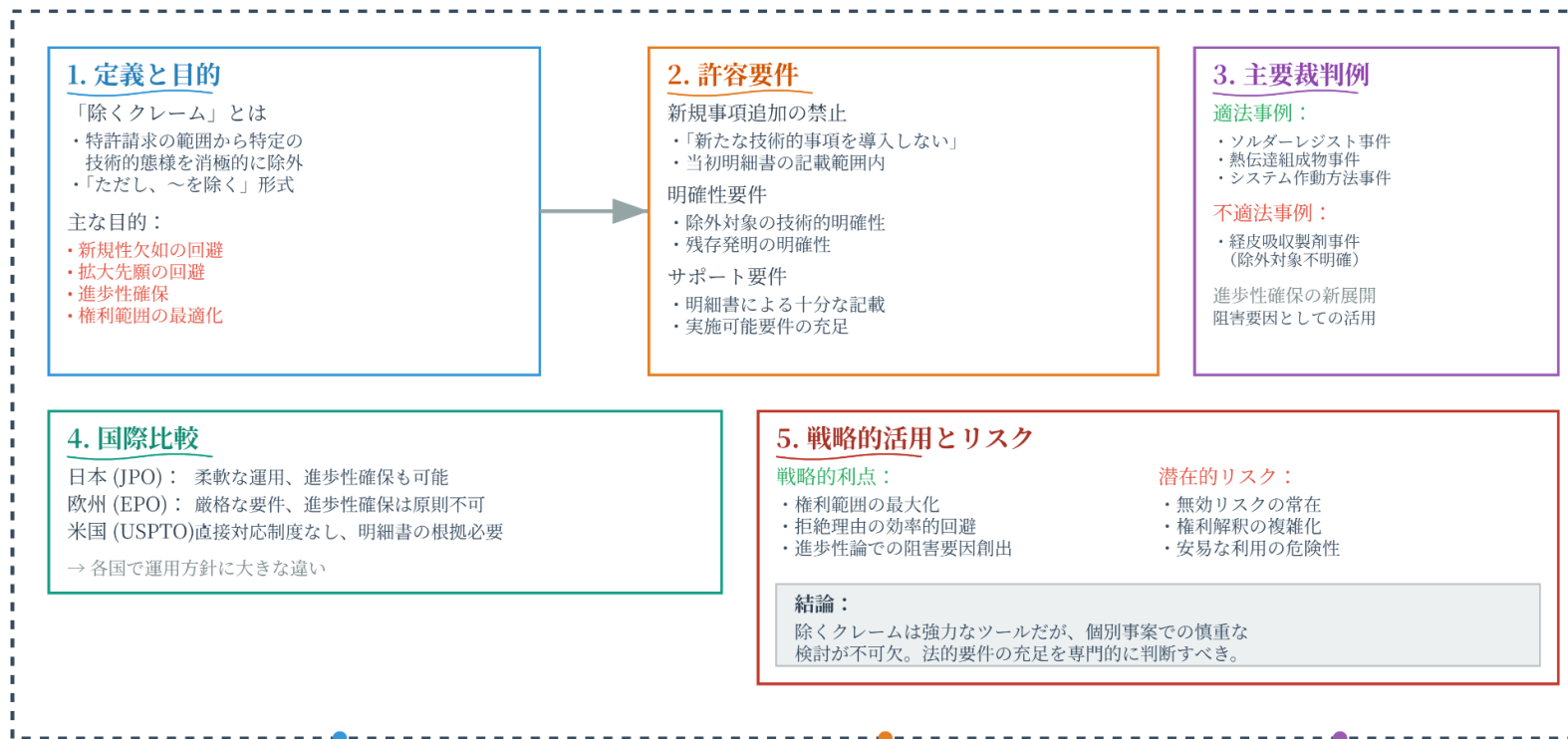


特許における「除くクレーム」の限界について

Felo AI

特許における「除くクレーム」の限界について



概要

本レポートは、日本の特許実務における「除くクレーム（ディスクレーマー）」の法的枠組み、許容要件、そしてその限界について、最新の裁判例と国際比較を交えて包括的に分析するものである。除くクレームは、特許請求の範囲から特定の技術的態様を消極的に除外するもので、主に先行技術との重複を回避し、新規性や進歩性を確保するために用いられる [1 16 58](#)。

かつては例外的な場合にのみ許容されると解されていたが、知財高裁大合議判決（ソルダーレジスト事件）以降、「新たな技術的事項を導入しない」限り、当初明細書に除外の根拠が明記されていなくても許容されるとの判断基準が確立され

た [3 33 46](#)。しかし、その許容性には厳格な要件が付随する。特に、①除外後の発明が「新規事項の追加」にあたらないこと、②除外対象が技術的に明確であること、③残された発明が明細書にサポートされていることが不可欠である [4 41 43](#)。

裁判例を分析すると、除外対象が不明確である場合や、除外によって発明の技術的思想が変質し、新たな技術事項が導入されたと判断される場合には、訂正が不適法または無効とされている [4 37](#)。一方で、除外対象が明確であり、当初の発明の範囲内での減縮と認められる場合には適法と判断される傾向にある [2 6](#)。近年では、単なる新規性回避にとどまらず、引用発明の課題解決原理を覆すような構成を除外することで「進歩性」を肯定する裁判例も複数現れており、その戦略的活用が注目されている [5 7 10](#)。

国際比較の観点では、欧州特許庁（EPO）は日本より厳格な要件（新規性確保、偶然の一致、特許対象外の主題の除外）の下でディスクレーマーを許容しており、米国特許商標庁（USPTO）では、日本の除くクレームに直接対応する制度はなく、ネガティブ・リミテーションやターミナル・ディスクレーマーといった異なる概念で対応している [74 103 106](#)。結論として、除くクレームは権利範囲を最適化する強力なツールであるが、その利用には新規事項追加や明確性要件違反による無効リスクが常に伴う。したがって、その適用可否は、個別の事案における技術内容、明細書の記載、そして先行技術との関係性を慎重に検討した上で判断されるべきである。

詳細レポート

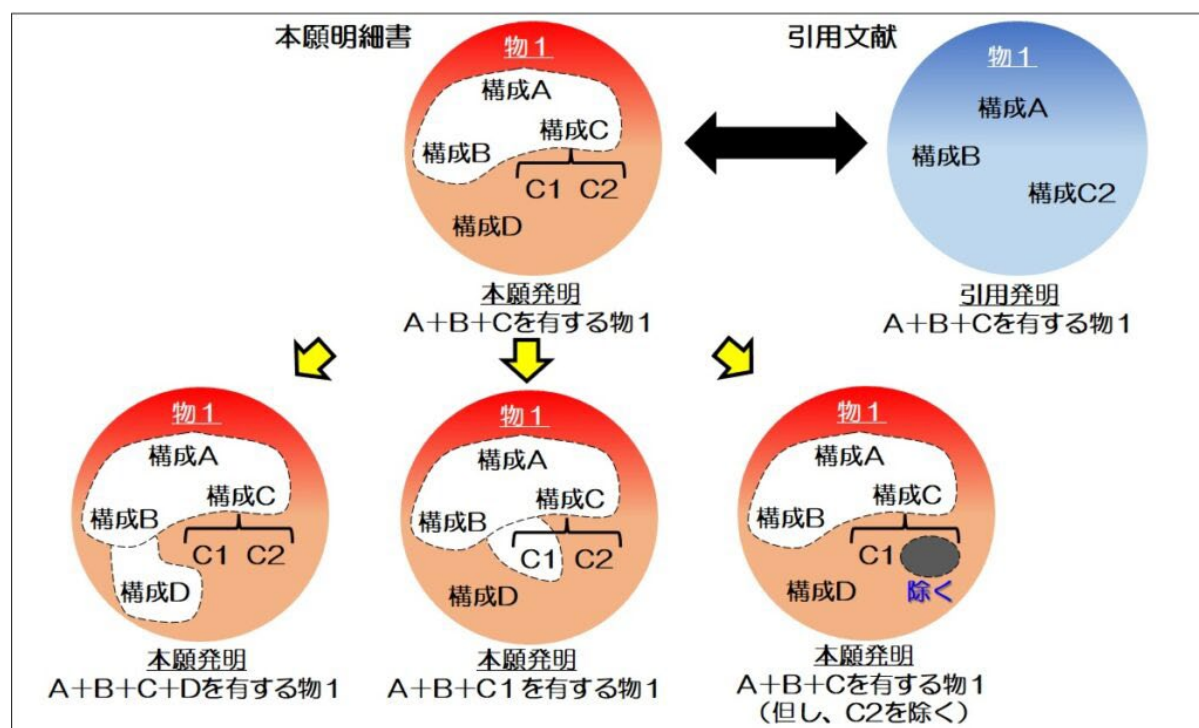
第 1 章：「除くクレーム」の概要

1.1 定義と目的

「除くクレーム」とは、特許請求の範囲（クレーム）に記載された発明の中から、特定の事項を「ただし、～を除く」といった消極的な表現を用いて除外する形式のクレームを指す [12 18 86](#)。この手法は、クレームの記載表現自体は維持しつつ、その中に含まれる一部の態様のみを権利範囲から切り離すために用いられる [1 20](#)。

主な目的は、審査段階や無効審判段階で発見された特許性の障害事由、特に先行技術との抵触を解消することにある [1 29](#)。具体的には、以下の拒絶理由・無効理由に対応するために利用される。

- 新規性欠如（特許法第 29 条第 1 項）：先行技術と同一の発明部分を除外する [58 72](#)。
- 拡大先願（特許法第 29 条の 2）：他人の先の出願に含まれる発明との重複を回避する [53 65](#)。
- 同一発明の重複登録禁止（特許法第 39 条）：自己の先の出願との重複を回避する。
- 進歩性欠如（特許法第 29 条第 2 項）：近年、引用発明が持つ特定の構成を除外することで、進歩性を確保する目的での利用が増加している [22 28 34](#)。



1.2 戦略的有用性

除くクレームの有用性は、他の補正手法と比較することで明確になる [1](#)。例えば、先行技術（A+B+C2）を回避するために、上位概念（A+B+C）で記載された発明を補正する場合を考える。

- **補正案 1（構成の追加）：**「A+B+C+D」のように新たな構成要件 D を追加する。
- **補正案 2（下位概念への限定）：**「A+B+C1」のように、明細書に記載された別の下位概念 C1 に限定する。
- **補正案 3（除くクレーム）：**「A+B+C（ただし C2 を除く）」とする。

この場合、補正案 3（除くクレーム）は、C2 以外のすべての C（C1、C3、C4...）を包含するため、特定の C1 に限定する補正案 2 よりも広い権利範囲を維持できる可能性がある [1](#)。補正案 1 との比較では、どちらが広いかは一概には言えず、除外される C2 の重要性和追加される D の必要性を実質的に比較検討することになる [1](#)。このように、除くクレームは、拒絶理由を回避しつつ、権利範囲の不必要な縮小を防ぐための戦略的な選択肢となり得る。

第 2 章：「除くクレーム」の許容要件

除くクレームを用いた補正や訂正が許容されるためには、通常の補正・訂正と同様の要件を満たす必要がある。特に「新規事項の追加」「明確性要件」「サポート要件」が重要な争点となる。

2.1 新規事項追加の禁止

除くクレームの適法性を判断する上で最も中心的な要件は、その補正・訂正が「新規事項の追加」（特許法第 17 条の 2 第 3 項、第 126 条第 5 項）に該当しないことである [43 81](#)。

かつての審査基準では、除くクレームは例外的な場合にのみ許容されるとされていたが、この運用は**知財高裁大合議判決（平成 20 年 5 月 30 日、平成 18 年(行ケ)第 10563 号、通称「ソルダーレジスト事件」）**によって大きく転換された [33 46](#)。この判決は、除くクレームが許容されるか否かは、それが「当初明細書等に記載した事項」との関係で「新たな技術的事項を導入しない」かどうかで判断すべきであり、例外的な取り扱いを求める審査基準は妥当でないとした [3 38 46](#)。

この判決以降、実務上の判断基準は以下のように整理されている。

- **原則:** 除くクレームによる補正・訂正も、他の補正・訂正と同様に、「当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しない」限り、新規事項の追加にはあたらない [3 26 43](#)。
- **明示的な記載の不要:** 当初明細書等に、除外する対象や「除く」という消極的表現が具体的に記載されている必要はない [3 31](#)。
- **先行技術との完全一致の不要:** 除外する対象が、引用発明と完全に同一である必要もない [73 83](#)。

ただし、進歩性欠如を回避する目的で除くクレームを用いる場合、新規性や拡大先願を回避する場合よりも、新規事項追加の判断が厳格になる傾向があるとの指摘もある [28 34 47](#)。これは、進歩性確保のための除外が、発明の課題解決に影響を与え、新たな技術的意義を生じさせる可能性が高いためと考えられる。

2.2 明確性要件

除くクレームが適法であるためには、除外する対象と、除外されずに残る発明の範囲が、技術的に明確でなければならない（特許法第 36 条第 6 項第 2 号） [4 37](#)。

知財高裁平成 27 年 3 月 11 日判決（平成 26 年(行ケ)第 10204 号、通称「経皮吸収製剤事件」）は、この点に関する重要な判断を示した [4 37 57](#)。この事件では、「（但し、・・・ことにより皮膚に挿入される経皮吸収製剤を除く）」という訂正が問題となった。裁判所は、物の発明について除くクレームとする場合、訂正後の発明が技術的に明確であるためには「訂正によって除かれる物が、物として技術的に明確であることが必要である」と判示 [4](#)。本件では、除外対象がその使用方法によって特定されており、物として技術的に明確でないため、特許請求の範囲の減縮を目的とする適法な訂正とは認められないと結論付けた [4 37](#)。

この判例は、除くクレームの適法性を判断する前提として、除外対象自体の技術的な明確性が不可欠であることを明確にした点で実務上重要である。

2.3 サポート要件・実施可能要件

除くクレームによって権利範囲から一部が除外された結果、残された発明が、なお明細書の発明の詳細な説明に記載された範囲内のものであること（サポート要件、特許法第 36 条第 6 項第 1 号）や、当業者が実施できる程度に記載されていること（実施可能要件、同第 36 条第 4 項第 1 号）も必要となる [41 49](#)。

例えば、ある数値範囲全体について発明の効果が記載されていたクレームから、先行技術に該当する狭い範囲を除いた場合、残された不連続な範囲全体にわたって、依然として明細書に記載された効果が奏されることが求められる。この裏付

けない場合、サポート要件違反等で無効となる可能性がある [41](#)。

第3章: 裁判例から見る「除くクレーム」の限界と可能性

近年の裁判例は、除くクレームの適法性の判断基準を具体化するとともに、その活用範囲を広げている。

3.1 不適法・無効とされた主要判例

前述の「経皮吸収製剤事件」[4 37](#)のように、除外対象の技術的な不明確さを理由に訂正が認められない事例は、除くクレームの限界を示す典型例である。また、除外によって発明の技術的思想が変更され、当初明細書から導かれる技術範囲を逸脱すると判断された場合も、新規事項の追加として訂正が認められない [35 56](#)。

3.2 適法と認められた主要判例

一方で、近時は除くクレームをより柔軟に認める判決も増加している [6](#)。

- **熱伝達組成物事件（知財高判令和 5 年 10 月 5 日、令和 4 年(行ケ)第 10125 号）**：特許無効審判で新規事項追加を理由に認められなかった除くクレームによる訂正について、裁判所は「新たな技術的事項を導入するものとはいえない」として審決を取り消した [2 50 54](#)。この判決は、除くクレームの許容性を広く認める近時の司法判断の傾向を示すものとして注目される [6](#)。
- **積層体事件（知財高判令和 5 年 3 月 9 日、令和 4 年(行ケ)第 10030 号）**：除くクレームによる訂正が、特許請求の範囲の減縮に該当し、新規事項の追加にはあたらないと判断し、特許庁の取消決定を覆した [2](#)。

これらの事例は、除外対象が明確であり、かつ、除外後も発明の根本的な技術思想が維持されている場合には、除くクレームが適法な補正・訂正手段として認められることを示している。

3.3 進歩性確保を目的とする「除くクレーム」の展開

従来、除くクレームは新規性や拡大先願の回避が主な用途であったが [53 65](#)、近年では進歩性（特許法第 29 条第 2 項）の欠如を克服するために利用されるケースが増えている [5 10 22](#)。

この点で画期的な判例が、**知財高裁平成 30 年 3 月 29 日判決（平成 29 年(行ケ)第 10097 号、通称「システム作動方法事件」）**である [7 48 60](#)。この事件では、ゲームの続編をプレイする際に、前作のプレイ実績を引き継げるようにセーブデータを記憶可能な媒体を用いるという公知発明に対し、「記憶媒体（ただし、セーブデータを記憶可能な記憶媒体を除く。）」という除くクレームで訂正された発明の進歩性が争われた。

裁判所は、公知発明の技術思想（前作のプレイ実績を引き継がせることで続編の購入意欲を喚起する）にとって、セーブ機能は必須の前提であると認定。したがって、セーブ機能を持たない記憶媒体を採用することは、公知発明の技術思想に反するものであり、当業者がそのような変更を行う動機付けはなく、むしろ**阻害要因**が存在すると判断した [7 60](#)。その結果、除くクレームによって特定された発明の進歩性を肯定した [7 48 76](#)。

この判決は、除くクレームが単に先行技術を形式的に除くだけでなく、引用発明の技術思想や課題解決原理そのものを否定する構成を除外することで、進歩性を創出し得ることを示した点で極めて重要である [66 76](#)。同様に進歩性を肯定した

裁判例は複数報告されている [5 10 45](#)。

第 4 章: 主要国におけるディスクレマー実務との比較

日本の「除くクレーム」の取り扱いは、欧州や米国とは異なる特徴を持つ。

4.1 欧州特許庁 (EPO)

EPO では、ディスクレマー (Disclaimer) の許容性について、拡大審判部 (EBA) の審決 (特に G1/03、G2/03、G1/16) で詳細な基準が示されている [74 108 117](#)。当初明細書に開示のないディスクレマー (undisclosed disclaimer) が許容されるのは、以下の 3 つの場合に限定される [74 112 122](#)。

1. **先行技術に対する新規性確保:** EPC 第 54 条(2) (公知技術) および第 54 条(3) (未公開の先願) に対する新規性を確保するため。
2. **偶然の一致による主題の除外:** クレームの文言が、発明の技術的貢献とは無関係に、偶然にも先行技術の一部を包含してしまう場合。
3. **特許対象外の主題の除外:** 治療方法など、法的に特許を受けることができない主題を除外するため [25](#)。

進歩性の欠如を解消する目的での未開示ディスクレマーの使用は、原則として認められていない。この点で、進歩性確保のための利用が裁判例で認められている日本の実務とは大きな相違がある [5 7](#)。

4.2 米国特許商標庁 (USPTO)

USPTO には、日本の「除くクレーム」に直接対応する制度は存在しない。関連する概念として以下の 2 つがある。

- **ネガティブ・リミテーション (Negative Limitation)** : クレームにおいて特定の要素や特徴を持たないことを規定する手法。これが許容されるためには、通常、当初明細書にその除外を裏付ける記載 (basis) が必要とされる [15](#)。当初明細書に根拠なく先行技術を除外する日本の実務とは異なる。
- **ターミナル・ディスクレマー (Terminal Disclaimer)** : 主に、自明性タイプの二重特許 (obviousness-type double patenting) 拒絶を回避するために用いられる [103 106](#)。これは、後の出願に基づく特許の存続期間の末日部分を放棄する手続きであり、クレームの技術的範囲を限定するものではない [125](#)。したがって、その目的も効果も日本の除くクレームとは全く異なる [105](#)。2024 年にはこの規則を大幅に変更する案が公表されたが、産業界からの強い反対を受け、後に撤回されている [90 94 102](#)。

4.3 比較分析

項目	日本 (JPO)	欧州 (EPO)	米国 (USPTO)
呼称	除くクレーム	ディスクレマー (Disclaimer)	ネガティブ・リミテーション (Negative Limitation)

項目	日本 (JPO)	欧州 (EPO)	米国 (USPTO)
主な目的	新規性、進歩性、拡大先願等の拒絶理由回避 22 58	新規性確保、偶然の一致の回避、非特許対象の除外 74	明細書の裏付けに基づくクレーム範囲の明確化
当初明細書の根拠	原則不要（新たな技術事項を導入しない限り） 3 31	原則不要（ただし許容される状況は限定的） 112	原則必要 (Basis in the specification)
進歩性確保での利用	裁判例で肯定されている 5 7 10	原則として認められない	明細書の裏付けがあれば可能
関連制度	-	-	ターミナル・ディスクレマー（二重特許回避） 103 125

第 5 章: 実務上の戦略的活用と潜在的リスク

5.1 戦略的利点

除くクレームを戦略的に活用することで、出願人は拒絶理由を回避しつつ、発明の保護範囲を最大化できる可能性がある [1](#)。特に、下位概念への限定補正を行うと権利範囲が過度に狭まる場合に、除くクレームは有効な代替案となる [1](#)。また、進歩性の論点において、引用発明の核心的な技術思想を「阻害要因」として除外することで、特許性を獲得するという高度な戦略も可能になっている [7](#) [76](#)。

5.2 潜在的リスクと留意点

一方で、除くクレームの利用には重大なリスクも伴う。

- **無効リスク:** 最も大きなリスクは、補正・訂正が新規事項の追加、明確性要件違反、サポート要件違反などに該当し、特許が無効にされることである [4](#) [14](#) [41](#)。
- **権利解釈の複雑化:** 「～を除く」という表現は、権利範囲の境界を曖昧にし、権利行使の際に侵害論・非侵害論の争点を複雑化させる可能性がある。
- **安易な利用の危険性:** 除くクレームは万能薬ではない。除外する対象と残された発明との技術的な関係性を深く分析することなく安易に利用すると、予期せぬ無効理由を生み出したり、進歩性が認められなかったりする結果を招きかねない [14](#) [35](#)。一部では、権利範囲を不当に曖昧にするための「悪魔の除くクレーム」といった批判的な見解

も存在する [23](#)。

したがって、実務家は、除くクレームという選択肢の利点を認識しつつも、その限界とリスクを十分に理解し、個別の事案ごとにその適用の妥当性を慎重に判断する必要がある。

要約

特許実務における「除くクレーム」は、先行技術との抵触を回避し、新規性や進歩性を確保するための重要な補正・訂正手段として定着している。知財高裁大合議判決により、当初明細書に直接的な記載がなくとも「新たな技術的事項を導入しない」限り許容されるという柔軟な運用が確立された [3 46](#)。これにより、出願人は権利範囲の不必要な限定を避けつつ、特許取得を目指すことが可能となっている [1](#)。

しかし、その許容性には厳格な法的限界が存在する。第一に、除外対象が技術的に明確でなければならず、不明確な場合は訂正自体が不適法とされる [4 37](#)。第二に、除外によって発明の技術的思想が変質し、当初明細書が想定していなかった新たな技術的意義が生じる場合は「新規事項の追加」として無効となるリスクがある [26 43](#)。

近年の裁判例では、単なる新規性回避を超え、引用発明の技術思想に反する構成（阻害要因）を除外することで進歩性を肯定する判断が示されるなど、その戦略的価値は高まっている [7 10 66](#)。ただし、欧州のようにディスクレーマーの適用場面が厳格に制限されている法域もあり、国際的な調和が図られているわけではない [74](#)。

結論として、除くクレームは強力な武器であると同時に、無効リスクを内包する諸刃の剣である。その戦略的活用にあたっては、個々の事案における技術内容と明細書の記載を深く分析し、法的要件を充足するか否かを慎重に見極める専門的な判断が不可欠である。

- [1. 「明記型の除くクレーム」の進歩性判断の落とし穴 － 令和4年 ...](#)
- [2. 除くクレーム | 弁理士法人 深見特許事務所](#)
- [3. 知的財産権の判例紹介 － 大槻国際特許事務所](#)
- [4. ≪除くクレームとした訂正につき、除かれる物が技術的に明確 ...](#)
- [5. 【特許】「除くクレーム」で"進歩性"を認めた4件目の裁判例](#)
- [6. 訂正を認めなかった審決を取り消した（知財高判令和5年10 ...](#)
- [7. いわゆる除くクレームで記載された本件発明に対する進歩性の ...](#)
- [8. 除くクレームにおいて新たな技術的事項を導入するものに該当 ...](#)
- [9. 「除くクレーム」とする補正の考え方（1） | 知財実務情報 Lab.®](#)
- [10. ①“除くクレーム”で進歩性が認められた事例、②訂正×の無効 ...](#)
- [11. 裁判例結果詳細 | 裁判所 － Courts in Japan](#)
- [12. 除くクレームと新規事項の追加に関する熱伝達組成物事件知財 ...](#)
- [13. 「除くクレーム」の類型とクレーム解釈の制限 － 令和4年（行 ...](#)

14. [「除くクレーム」と訂正要件に関する「ポリエステル樹脂組成 ...](#)
15. [特許】出願当初に開示がない主題をクレームから除くディスク ...](#)
16. [「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁](#)
17. [欧州特許審査ガイドライン F-IV : クレーム \(84 条及び方式要件\)](#)
18. [「除くクレーム」とは？ | 笹竜胆 - note](#)
19. [ターミナルディスクレーマーで特許が行使不能に？知財業界を ...](#)
20. [除くクレームと新規事項の追加に関する熱伝達組成物事件知財 ...](#)
21. [\[特許／EP\] 欧州特許庁、2018 年 11 月版改訂審査 ...](#)
22. [「除くクレーム」とする補正の考え方 \(1\) | 知財実務情報 Lab.®](#)
23. [コラム：悪魔の「除くクレーム」 - 知的財産のすすめ](#)
24. [知的財産権の判例紹介 - 大槻国際特許事務所](#)
25. [「除くクレーム \(disclaimer\)」適用に対する新たな解釈](#)
26. [「除くクレーム」とする補正の考え方 \(1\) | 知財実務情報 Lab.®](#)
27. [「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁](#)
28. [【特許】「除くクレーム」で"進歩性"を認めた 4 件目の裁判例](#)
29. [除くクレームの有用性についての検討](#)
30. [【日本】除くクレームにおける新規事項の追加禁止について ...](#)
31. [除くクレームにおいて新たな技術的事項を導入するものに該当 ...](#)
32. [「明記型の除くクレーム」の進歩性判断の落とし穴 - 令和 4 年 ...](#)
33. [【特許のはなし】除くクレーム \(その 2\) - note](#)
34. [「除くクレーム」と“進歩性” | 知財実務情報 Lab.®](#)
35. [除くクレームに係る訂正の再抗弁が、新たな技術的事項を導入 ...](#)
36. [新規事項の追加に関する、判決の傾向と 特許庁審査基準等と ...](#)
37. [≪除くクレームとした訂正につき、除かれる物が技術的に明確 ...](#)
38. [知的財産権の判例紹介 - 大槻国際特許事務所](#)
39. [除くクレームにおいて新たな技術的事項を導入するものに該当 ...](#)
40. [裁判例結果詳細 | 裁判所 - Courts in Japan](#)
41. [訂正を認めなかった審決を取り消した \(知財高判令和 5 年 1 0 ...](#)
42. [【日本】除くクレームにおける新規事項の追加禁止について ...](#)
43. [「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁](#)
44. [最判審決取消請求事件](#)
45. [「除くクレーム」と訂正要件に関する「ポリエステル樹脂組成 ...](#)

46. [知財高裁大合議判決～無効審判における「除くクレーム」と ...](#)
47. [【特許】「除くクレーム」で"進歩性"を認めた4件目の裁判例](#)
48. [いわゆる除くクレームで記載された本件発明に対する進歩性の ...](#)
49. [クレームの数値範囲を備えた実施例がない発明について技術 ...](#)
50. [除くクレームと新規事項の追加に関する熱伝達組成物事件知財 ...](#)
51. [最近の裁判例から考える明細書の書き方（その2）](#)
52. [新規事項の追加にあたりと判断した審決が取り消された事例 ...](#)
53. [①“除くクレーム”で進歩性が認められた事例、②訂正×の無効 ...](#)
54. [「除くクレーム」への訂正について判断された事案 — 知財高 ...](#)
55. [「明記型の除くクレーム」の進歩性判断の落とし穴 — 令和4年 ...](#)
56. [除くクレームに係る訂正の再抗弁が、新たな技術的事項を導入 ...](#)
57. [≪除くクレームとした訂正につき、除かれる物が技術的に明確 ...](#)
58. [「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁](#)
59. [除くクレーム | 弁理士法人 深見特許事務所](#)
60. [いわゆる除くクレームで記載された本件発明に対する進歩性の ...](#)
61. [「除くクレーム」と訂正要件に関する「ポリエステル樹脂組成 ...](#)
62. [除くクレームとする補正の考え方（2） | 知財実務情報 Lab.®](#)
63. [≪除くクレームにおいて新たな技術的事項を導入するものに該当 ...](#)
64. [最判審決取消請求事件](#)
65. [①“除くクレーム”で進歩性が認められた事例、②訂正×の無効 ...](#)
66. [【特許】「除くクレーム」で"進歩性"を認めた4件目の裁判例](#)
67. [【特許】「除くクレーム」で"進歩性"を認めた4件目の裁判例](#)
68. [新規事項の追加に関する、判決の傾向と 特許庁審査基準等と ...](#)
69. [裁判例結果詳細 | 裁判所 — Courts in Japan](#)
70. [「明記型の除くクレーム」の進歩性判断の落とし穴 — 令和4年 ...](#)
71. [除くクレームと新規事項の追加に関する熱伝達組成物事件知財 ...](#)
72. [「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁](#)
73. [訂正を認めなかった審決を取り消した（知財高判令和5年10 ...](#)
74. [\[特許/EP\] 欧州特許庁、2018年11月版改訂審査 ...](#)
75. [「除くクレーム」の類型とクレーム解釈の制限 — 令和4年（行 ...](#)
76. [いわゆる除くクレームで記載された本件発明に対する進歩性の ...](#)
77. [「除くクレーム（disclaimer）」適用に対する新たな解釈](#)

78. [除くクレームの有用性についての検討](#)
79. [除くクレームと新規事項の追加に関する熱伝達組成物事件知財 ...](#)
80. [「除くクレーム」とする補正の考え方 \(1\) | 知財実務情報 Lab.®](#)
81. [「除くクレーム」の是非 – 弁理士法人 NSI 国際特許事務所](#)
82. [除くクレーム – よろず知財戦略コンサルティング](#)
83. [【日本】除くクレームにおける新規事項の追加禁止について ...](#)
84. [除くクレームとする補正の考え方 \(2\) | 知財実務情報 Lab.®](#)
85. [特許発明の技術的範囲の画定のためのクレーム（特許請求の ...](#)
86. [「明記型の除くクレーム」の進歩性判断の落とし穴 – 令和4年 ...](#)
87. [除くクレームにおいて新たな技術的事項を導入するものに該当 ...](#)
88. [米国特許商標庁によるターミナルディスクレーマーの規則改定 ...](#)
89. [欧州で導入が許されるディスクレーマ3種](#)
90. [米国】 Terminal Disclaimer に関する USPTO のルール改定案 ...](#)
91. [4. Disclaimers – European Patent Office](#)
92. [欧州および日本における 異議申立制度の比較](#)
93. [4.1 Disclaimer disclosed in the application as originally filed](#)
94. [USPTO Drops Proposed Rules on Terminal Disclaimers](#)
95. [USPTO が 2025 年特許料金改定を発表：手数料体系の大幅な見直しへ](#)
96. [How to satisfy a disclaimer requirement – USPTO](#)
97. [\[特許／EP\] 欧州特許庁、2018 年 11 月版改訂審査 ...](#)
98. [米国商標登録プロセスのタイムライン：わかりやすい完全ガイド](#)
99. [4.2.1 The subject–matter to be excluded is not disclosed in the ...](#)
100. [欧州におけるライフサイエンス分野の特許に対する異議申立の ...](#)
101. [EPO における”disclaimers”（除くクレーム） – 椿特許事務所](#)
102. [USPTO Withdraws Controversial Terminal Disclaimer Rule](#)
103. [米国 \(2\) | 国際・外国知財（特許、実案、商標 – 井上&アソシエイツ](#)
104. [ターミナルディスクレーマーに対する規則改定案撤回](#)
105. [出願時に公開されていなかった先願に対する新規性（拡大先願 ...](#)
106. [米国のダブルパテント（二重特許）](#)
107. [Disclaimer practice at the EPO – J A Kemp](#)
108. [Disclaimers at the EPO: an update with decision G1/16](#)
109. [【米国】 USPTO、ターミナルディスクレーマーに対する規則改定案 ...](#)

- 110. [【特許／米国】 Terminal Disclaimer に関する USPTO のルール改定案](#)
- 111. [米国特許庁における特許審査と品質は問題だらけ？](#)
- 112. [ディスクレマー補正に関する拡大審判部の新しい審決 G1/16 ...](#)
- 113. [Added Matter \(6\) – Disclaimers](#)
- 114. [SIPCO v. JASCO Products Company \(Okla 州連邦地裁判決\) – Lexology](#)
- 115. [USPTO がターミナルディスクレマーの規則改正案を ...](#)
- 116. [米国における商標保護 – newpon 特許商標事務所](#)
- 117. [欧州特許情報 | 外国特許ニュース | 専門委員会成果物](#)
- 118. [先行技術に対して新規性を確保するためのディスクレマーの ...](#)
- 119. [米国発 特許ニュース 2024 年 | 知的財産に関する情報 – ジェトロ](#)
- 120. [1490 – Disclaimers – USPTO](#)
- 121. [\(新情報追加\) 放棄になった出願および特許権の復活](#)
- 122. [特許】 出願当初に開示がない主題をクレームから除くディスク ...](#)
- 123. [G 1/16 \(Disclaimer III\) – Carpmaels & Ransford – Law Firm](#)
- 124. [4. Disclaimers](#)
- 125. [1490 – Disclaimers](#)